

令和3年度第1回松野町地域公共交通会議

資料

資料1（報告第1号関係）	
「松野町地域公共交通会議設置要綱」	1
資料2（報告第2号関係）	
「松野町コミュニティバスの運行状況について」	4
資料3（報告第3号関係）	
「令和元年度に実施した貨客混載調査の結果について」 ...	6
資料4（報告第4号関係）	
「松野町高齢者外出支援事業の実施状況について」	8
資料5（協議第1号関係）	
「松野町地域公共交通計画の作成について」	9
資料6（協議第2号関係）	
「松野町地域公共交通会議設置要綱の改正について」	15

令和3年12月2日

ふるさと創生課

○松野町地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月11日

要綱第18号

改正 平成21年11月13日訓令第26号

平成23年9月13日訓令第17—1号

平成26年8月29日訓令第27号

平成29年8月8日訓令第37号

(設置)

第1条 松野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 松野町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人愛媛県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長が指名する者

- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 道路管理者が指名する者
 - (9) 宇和島警察署長が指名する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に適当と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- (謝礼)

第5条 町長は、予算の範囲内で委員に謝礼を支給することができる。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する者には、支給しない。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会務を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもって、これに代えることができる。
- 5 交通会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、ふるさと創生課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱及び任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後最初に開かれる交通会議は、町長が招集する。

附 則 (平成21年11月13日訓令第26号)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日訓令第17—1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年8月8日訓令第37号)

この訓令は、公布の日から施行する。

報告第2号 松野町コミュニティバスの運行状況について

1 松野町コミュニティバスの概要

運行主体：松野町（運行委託先：松野町旅客運送業組合）

運行開始：平成16年11月

運行路線：目黒循環線（中央診療所 ⇄ 目黒方面） [路線延長：30.7km]

蕨奥循環線（中央診療所 ⇄ 蕨生・奥野川方面） [路線延長：27.8km]

葛川線（松丸 ⇄ 葛川方面） [路線延長：12.0km]

上家地線（中央診療所 ⇄ 上家地方面） [路線延長：20.8km]

運 行 日：月曜日～土曜日（ただし祝祭日、年末年始運休）

運行便数：目黒循環線及び蕨奥循環線 1日5便

上家地線 1日3便

葛川線 1日2便

運 賃：100円（ただし遠距離通学生、利用者に同伴する乳幼児1名、障がい者は無料）

車 両：14人乗りバス2台、10人乗り普通自動車1台

2 乗車人数の推移 (人)

路線 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目黒循環線	6,093	5,208	5,220	2,552	1,460
蕨奥循環線	4,539	4,651	3,933	2,614	1,431
葛川線	1,276	837	838	636	471
上家地線	1,484	1,565	1,924	1,206	882
合 計	13,392	12,261	11,915	7,008	4,244

※令和3年度は10月末時点

3 収支状況 (円)

収支 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入	使用料	1,109,400	886,600	919,700	495,100
	補助金	2,837,000	2,943,000	2,812,000	3,008,000
		3,946,400	3,829,600	3,731,700	3,503,100
歳出	委託料	12,324,000	12,312,000	12,709,211	12,972,000
	維持管理費	4,519,475	4,621,830	4,604,111	4,279,483
		16,843,475	16,933,830	17,313,322	17,251,483
歳出－歳入 (一般会計)		12,897,075	13,104,230	13,581,622	13,748,383
					9,154,564

※令和3年度は10月末時点

4 令和3年度曜日別利用者数（4月～10月末）

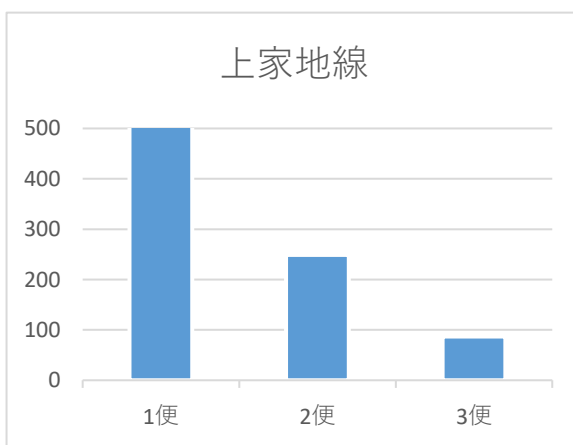
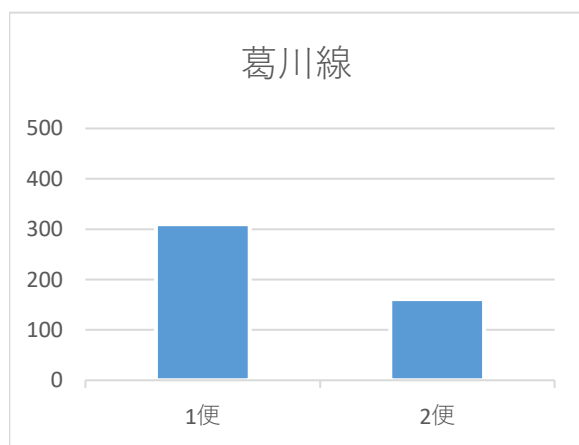
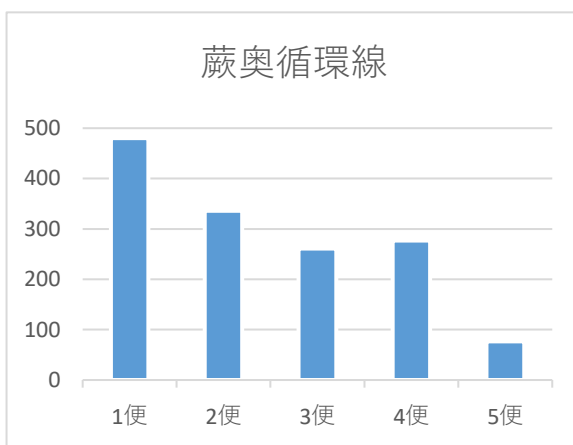
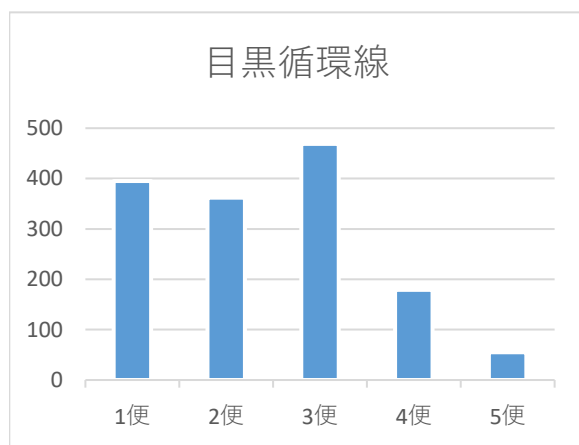
（人）

路線 \ 年度	月	火	水	木	金	土	合計
目黒循環線	235	272	276	246	255	176	1,460
蕨奥循環線	245	249	252	282	287	116	1,431
葛川線	88	93	76	87	113	14	471
上家地線	159	167	144	166	193	53	882
合 計	727	781	748	781	848	359	4,244

5 令和3年度便別利用者数（4月～10月末）

（人）

路線 \ 年度	1便	2便	3便	4便	5便	合計
目黒循環線	395	362	469	179	55	1,460
蕨奥循環線	480	336	261	277	77	1,431
葛川線	310	161				471
上家地線	546	249	87			882
合 計	1,731	1,108	817	456	132	4,244



報告第3号 令和元年度に実施した貨客混載調査の結果について

1 事業の概要

少子高齢化・過疎化に伴いコミュニティバスの利用者が減少している中、町内において人流だけでなく物流も含めた持続可能な地域公共交通の運行体制の検討を行うため国立大学法人愛媛大学と連携して民間の路線バスが廃止となった蕨奥循環線の運行地域をモデル地区としてコミュニティバスの運行と農産物等の小荷物の運搬に対するニーズ調査を実施した。

(1) 地域公共交通のニーズに関する住民アンケート調査

2019年10月31日時点世帯数：252世帯（11月実施）

- ・蕨生地区：184世帯
- ・奥野川地区：68世帯

(2) 運送手段を保有する町内事業者へのヒアリング調査

ヒアリング事業者：8事業者（11月～12月実施）

2 地域公共交通のニーズに関する住民アンケート調査の結果

(1) 荷物運搬の有無

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
荷物を運んでいる	0	1	1	3	12	14	6	2	39
荷物をはこんでいない	1	0	0	5	13	24	18	6	67
計	1	1	1	8	25	38	24	8	106

(2) 運搬しているもの

農産物	小包・手荷物	食料品・日用生活品	その他
21	8	6	4

(3) コミュニティバスにおける貨客混載サービス利用の意思

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
集荷があれば利用したい	0	1	0	2	5	7	8	3	26
集荷があっても利用しない	1	0	1	5	20	31	14	5	77
計	1	1	1	7	25	38	22	8	103

※集荷があれば利用したいと回答した26名のうち、農業従事者20名

3 アンケート調査から見たこと

- ・農作物を栽培している住民は相当数存在しているものの、それを出荷しようという意図を持った住民がさほどいない。
- ・荷物を運ぶ必要が生じる場合でも、多くの住民は運搬手段として自家用車を利用することが多い。
- ・農作物を栽培している住民には、運転免許を保有していない高齢者も一定数存在する。

4 今後の方針

農作物を栽培している住民の中には、運転免許を保有していない高齢の方が一定数存在することや、今後運転免許の返納を検討する可能性が高い世代が多いことから、貨客混載の潜在的可能性がないわけではないが、調査結果を踏まえると、貨物と旅客のニーズの違いがあり、貨客混載だけでは持続可能な公共交通体制とはならないため、町中心部への外出頻度を高める連携やデマンド運行の調査研究などコミュニティバスの持続可能な体系を調査・検討していく。

報告第 4 号 令和 3 年度松野町高齢者外出支援事業の実施状況について

1 松野町高齢者外出支援事業の概要

- (1) 実施主体：松野町（平成 30～令和元年度に実証事業を実施し、令和 2 年度より事業開始）
- (2) 助成対象者：自動車運転免許証を自主返納された 65 歳以上高齢者
自動車運転免許証の交付を受けていない 65 歳以上の高齢者
自動車所有（使用も含む）していない 65 歳以上の高齢者
※ただし、町内在住者に限る。
- (3) 助成内容：タクシー料金
- (4) 助成金額：1 回の乗車につきタクシー料金の半額を超えない金額
- (5) 助成限度額：24,000 円／年（2,000 円×申請月から 3 月までの月数）
- (6) 利用区間：松野町内に限る
- (7) 利用券額面：1 枚 100 円

2 事業実績

(1) 地区別申請者数及び交付枚数

	令和 2 年度		令和 3 年度	
	申請者数	交付枚数	申請者数	交付枚数
松 丸	13 人	2,600 枚	12 人	2,440 枚
延野々	5 人	1,100 枚	4 人	550 枚
豊 岡	12 人	2,420 枚	7 人	1,440 枚
富 岡	12 人	2,340 枚	8 人	1,620 枚
上家地	2 人	460 枚	2 人	400 枚
目 黒	8 人	1,670 枚	8 人	1,820 枚
吉 野	33 人	6,310 枚	31 人	6,200 枚
蕨 生	10 人	1,810 枚	10 人	2,005 枚
奥野川	11 人	2,160 枚	11 人	2,620 枚
合 計	106 人	20,870 枚	93 人	19,095 枚
利用枚数	—	5,219 枚	—	3,774 枚
利用率	—	25.01%	—	19.76%

※令和 3 年度は 10 月末時点

(2) 年齢別申請者数

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	合計
令和 2 年度	3 人	2 人	18 人	34 人	49 人	106 人
令和 3 年度	4 人	5 人	11 人	24 人	49 人	93 人

※令和 3 年度は 10 月末時点

（参考：令和 3 年 4 月 1 日時点の松野町の人口等）

総人口	65 歳～69 歳	70 歳以上
3,792 人	381 人	1,369 人

協議第1号 松野町地域公共交通計画の作成について

1 計画作成の目的

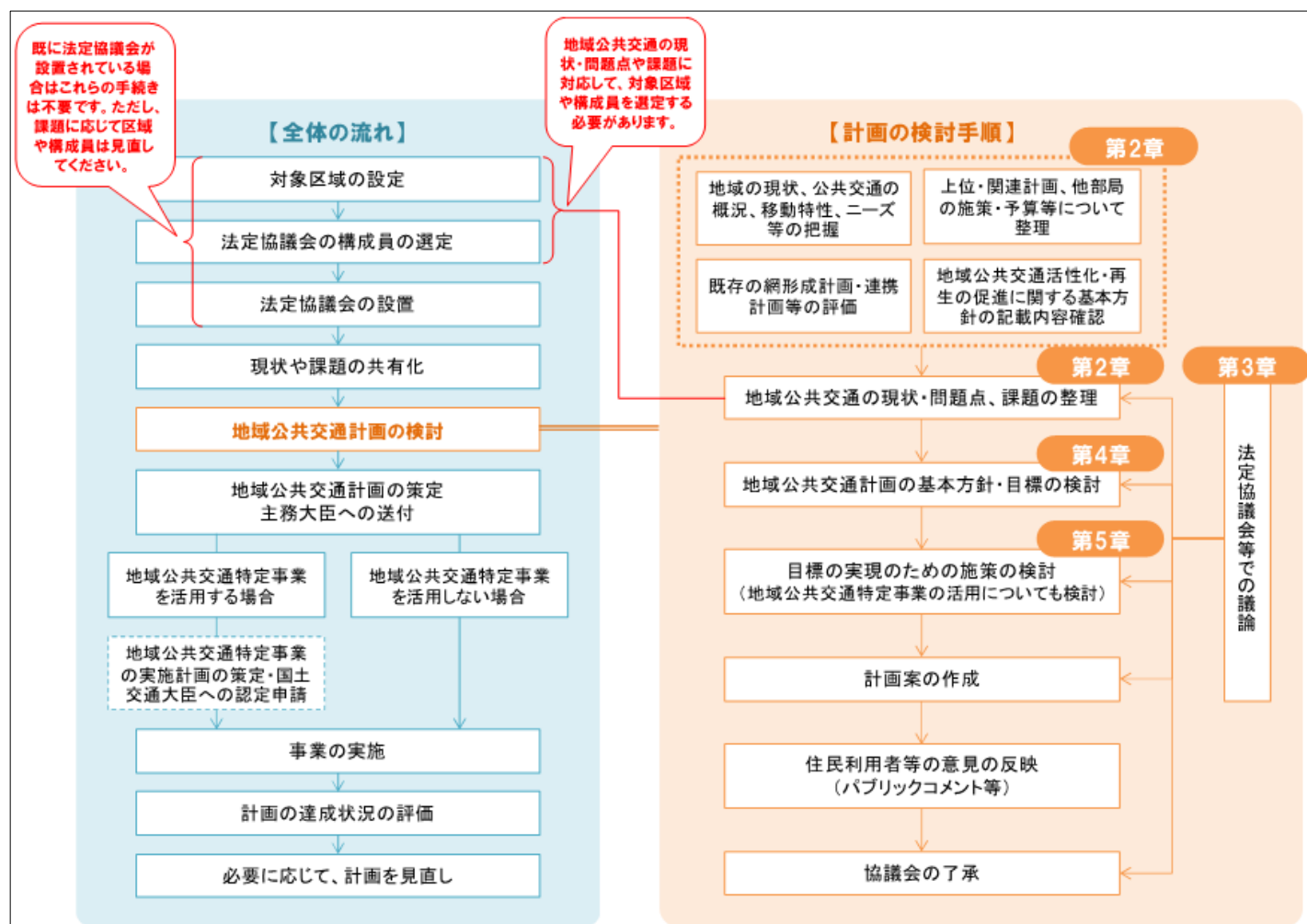
少子高齢化・過疎化等に伴い公共交通機関の利用者が減少する中、コミュニティバスにおいては、路線や運行時刻を変更することで住民の利便性を確保してきたところではあるが、貨客混載調査結果にもあるように、今後、公共交通を維持していくためには、貨客混載やデマンドバスの検討も必要ではあるが、他の公共交通機関及び地域との連携を踏まえた対応が重要であることから、関係者が課題や目標を共有し、協働して松野町にあった公共交通を持続させていく方針等を明確にさせるために作成するものである。

【参考：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、**当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。**

2 計画作成の手順等

(1) 計画作成手順



※国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より抜粋

※計画作成年度を「N年度」とした場合																		
作業項目	N-2年度			N-1年度												N年度		
	夏	秋	冬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
地域関係者へのヒアリング	■																	
仮説設定と調査事項検討	■	■																
予算要求		■	■	■														
補助事業活用の相談・要望		■	■	■	■													
法定協議会の立ち上げ		■	■	■	■													
業務発注	■	■	■	■	■													
現状整理・上位関連計画の整理				■	■	■												
ニーズ把握						■	■	■										
問題点・課題の検討						■	■	■	■									
目標の実現のための施策の検討						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
計画案の作成										■	■	■	■	■	■	■	■	■
住民利用者等の意見の反映(パブコメ等)																■	■	■
計画の決定・国への送付																	■	■
法定協議会の開催						①		②		③								④
N年度予算要求(初年度実施分)										■	■	■	■	■	■	■	■	■

▲地域公共交通計画作成の流れと作成スケジュールの例

▲地域公共交通計画作成の流れと作成スケジュールの例

※国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より抜粋

(2) 計画策定時期

令和4年度又は5年度中

3 計画対象区域

松野町全域

4 法定協議会の設置と構成

(1) 法定協議会の設置

新たに法定協議会を設置するのではなく、道路運送法の規定に基づき設置している本協議会を活用し、交通計画を作成していくうえで必要な者を新たに委員に加える。

【参考：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に必要
 要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

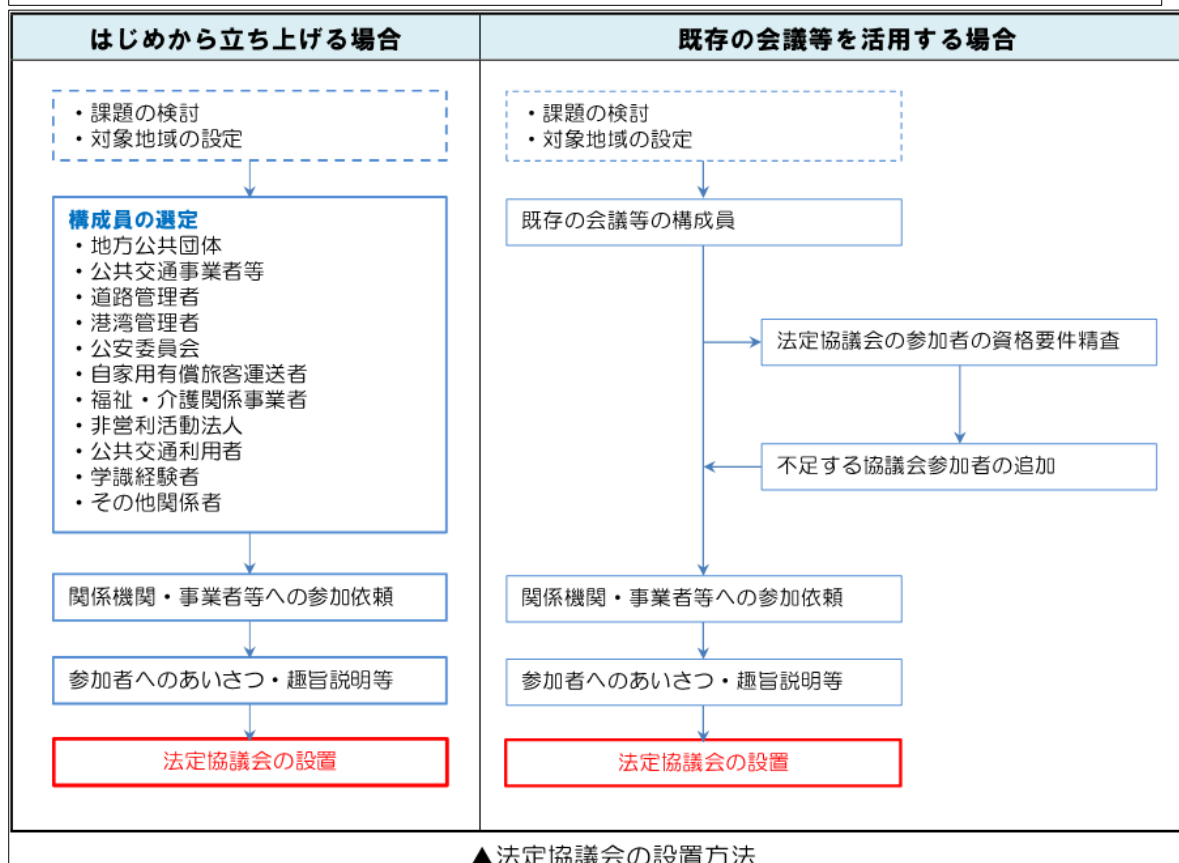
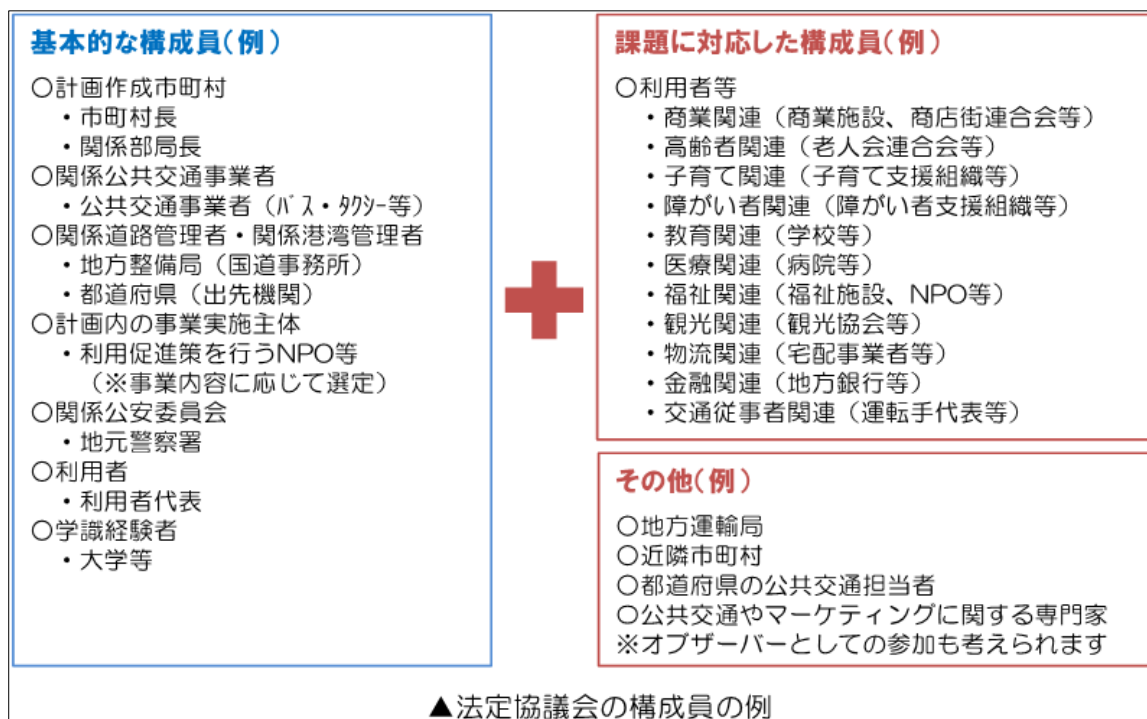
- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

道路運送法に基づく地域公共交通会議や地域協議会が既に組織されている場合は、必要なメンバーの追加によって法定協議会（「地域公共交通活性化協議会」等の活性化再生法に基づく協議会）とすることが可能です。

※国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より抜粋

(2) 委員として新たに加える者

- ・ 鉄道事業者 ※ J R 四国を想定
- ・ 愛媛県南予地方局長が指名する者 ※ 南予地方局地域政策課長を想定
- ・ 学識経験者 ※ 大学の教授等を想定
- ・ 松野町保健福祉課長 ※ 医療・福祉の送迎関係
- ・ 松野町教育課長 ※ スクールバス関係
- ・ 松野町総務課長 ※ コミュニティバスの運行管理責任者



※ 国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」より抜粋

4 計画作成に係る費用

調査費用（協議会開催等の事務費等を含む）

補助金：地域公共交通確保維持改善事業費補助金

※地域公共交通調査事業（補助率 1／2 上限 500 万円）

※申請者：法定協議会

【参考：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱】

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。

イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業（ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。）

ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

一 関係する都道府県又は市区町村

二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等

三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局

四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法法定協議会」という。）にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。

4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第4編地域公共交通調査等事業

第1章地域公共交通調査事業

第1節地域公共交通計画策定事業

（補助対象事業者）

第106条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。

（交付の対象等）

第107条 大臣は、第2条第1項第七号イ及びロに掲げる計画（次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。）の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節にお

いて「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対して補助金を交付する。

- 一 地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標値を記載し、当該目標値と実績値を比較して当該計画の達成状況の評価を行うこと。
- 二 活性化法法定協議会の構成員であって、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、立地適正化計画の作成を検討すること。

2 補助対象経費及び補助率については、別表25のとおりとする。

別表25（第107条第2項）

地域公共交通調査事業（補助対象経費等）

	補助対象経費	補助率
地域公共交通計画策定事業	(1) 第2条第1項第七号イ及びロに掲げる計画の策定調査に係る事業（訪日外国人旅行者を含む利用者の移動を円滑に行うための二次交通に関する調査を除く。） ・計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用 等）	1/2（上限額500万円、1,500万円（※地域公共交通協働トライアル推進事業に限る。））
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に、補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に、補助率を乗じて得た額	

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第5-14に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. (※) 地域公共交通協働トライアル推進事業は、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会が主体となった協働による取組を行う事業であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。この場合、補助対象事業者は、都道府県及び複数の市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に限る。

- イ 地域公共交通計画に、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額に加え、広域移動手段の確保、地域内交通と地域間交通との円滑な接続の確保等の観点からの目標値その他の定量的な目標値を記載すること。
- ロ 交通圏全体で、利用者の利便性を向上し、効果的・効率的な地域公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通ネットワークの再構築や、地方公共団体と交通事業者との役割分担の見直しについて検討し、地域公共交通計画に、路線等ごとの役割や運営のあり方を明確に記載すること。
- ハ 地域公共交通計画に、都道府県及び複数の市町村の協働に関わる、組織・体制、費用負担その他の具体的な事項を記載すること。

協議第2号 松野町地域公共交通会議設置要綱の改正について

○松野町地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月11日

要綱第18号

改正 平成21年11月13日訓令第26号

平成23年9月13日訓令第17—1号

平成26年8月29日訓令第27号

平成29年8月8日訓令第37号

(設置)

第1条 松野町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議をするため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の策定及び変更に要する経費等に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 松野町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 社団法人愛媛県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表

- (6) 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者が指名する者
- (9) 宇和島警察署長が指名する者
- (10) 鉄道事業者
- (11) 愛媛県南予地方局長が指名する者
- (12) 学識経験者
- (13) 松野町保健福祉課長
- (14) 松野町教育課長
- (15) 松野町総務課長
- (16) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(謝礼)

第5条 町長は、予算の範囲内で委員に謝礼を支給することができる。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する者には、支給しない。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会務を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

3 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもって、これに代えることができる。

- 5 交通会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、ふるさと創生課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 最初に委嘱及び任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行後最初に開かれる交通会議は、町長が招集する。

附 則 (平成21年11月13日訓令第26号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日訓令第17—1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年8月8日訓令第37号)

この訓令は、公布の日から施行する。